

野田市起業家支援事業

1 目的

起業家の育成を通じて本市における就業機会の拡大を図るため、起業に際し必要な支援を行うことにより、雇用の拡大と地域経済の活性化に寄与することを目的としています。市では下記の支援を実施しておりますのでご利用ください。

2 支援対象者

- ① 起業をして2年以内の中小企業の法人・個人又は特定非営利活動法人
- ② 市内に事務所及び事業所を設置し、又は設置しようとする者
- ③ 市税を完納していること
- ④ 許認可等を要する業種にあつては、既に当該許認可等を受け、又は受けることが確実と認められること
- ⑤ 野田商工会議所又は野田市関宿商工会の創業計画の策定に係る指導を受けている者
- ⑥ 市が支援を行うことが適当でないと認められるものでないこと

3 支援事業

(1) 空き店舗等家賃補助事業

市内の空き店舗等(概ね3月以上使用されなくなっている物件)を借り上げた、賃借料について補助金を交付します。ただし、敷金、礼金、保証金、仲介手数料等は除きます。

① 支援対象者

「2 支援対象者」に加え、次のいずれかの要件を満たす者。

ア 全労働者のうち障がい者等を1人以上雇用する者

イ 失業者(3ヶ月以上失業中で現に求職中の者)、高齢者(60才以上で過去の就職先を定年により退職した者)又は女性(過去の勤務先を結婚、出産等の事由により退職し、再就職を希望している者)を常勤換算で2人以上又は全労働者の5割以上雇用する者

② 補助率及び補助限度額

1年目	補助対象経費の1/3以内(年間40万円を限度)
2年目	補助対象経費の1/4以内(年間30万円を限度)
3年目	補助対象経費の1/6以内(年間20万円を限度)

(2) 空き店舗等改修補助事業

野田市中心市街地活性化基本計画に定める範囲で、空き店舗等を借り上げて改修した費用について補助金を交付します。

① 支援対象者

「2 支援対象者」に加え、次のいずれかの要件を6ヶ月以上満たす者。

ア 全労働者のうち障がい者等を1人以上雇用すること

イ 失業者(3ヶ月以上失業中で現に求職中の者)、高齢者(60才以上で過去の就職先を定年により退職した者)又は女性(過去の勤務先を結婚、出産等の事由により退職し、再就職を希望している者)を常勤換算で2人以上又は全労働者の5割以上雇用する者

② 補助率及び補助限度額

補助対象経費の1／3以内（1事業所につき1回限りとし、40万円を限度）

(3) 開業育成資金等利子補給金等交付事業

創業に係る融資を受けている融資利子に対し、利子補給金を交付します。

① 支援対象者

「2 支援対象者」に加え、次の要件を満たしている者。

ア 千葉県信用保証協会の保証対象業種に係る事業を営もうとする者

② 対象となる融資資金

対象となる融資資金	資金区分	期間等	利子補給率・補助率
千葉県中小企業振興資金融資要綱に定める創業資金に係る融資を受けている者	運転資金	5年以内	融資利率から 年0.5%を控除した率 (年1.5%を限度)
	設備資金	10年以内	
日本政策金融公庫の新創業融資制度に係る融資を受けている者	運転資金	5年以内	
	設備資金	7年以内	
上記融資に対する信用保証料	信用保証料		50万円以下 年0.55% 50万円～200万円 年0.80% 200万円超 年0.90%

4 交付申請

補助金等の交付を受けようとする対象者は、交付申請書と下記の書類を添付して、市役所商工課に提出してください。

〔添付書類〕

(1) 空き店舗等家賃補助事業及び空き店舗等改修補助事業の場合

- ① 市税に関する納税証明書（最新のもの）
- ② 法人の場合は登記事項証明書
- ③ 空き店舗等家賃補助事業については賃貸借契約書の写し
- ④ 空き店舗等改修補助事業については工事請負契約書の写し
- ⑤ 創業計画の策定に係る指導申込書

(2) 開業育成資金等利子補給金等交付事業の場合

- ① 市税に関する納税証明書
- ② 法人の場合は登記事項証明書
- ③ 金融機関が発行する返済状況に関する証明書
- ④ 信用保証料の実質負担額を証明する書類
- ⑤ 創業計画の策定に係る指導申込書

補助金交付申請用紙は、市役所商工課、野田商工会議所、野田市関宿商工会にあります。

＜問い合わせ先＞

野田市役所 商工課 電話04（7125）1111 内線3972